

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	親族外の焼骨等の収蔵	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例施行規則（以下「規則」）第13条第2項	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 収蔵理由が親族でない者の焼骨を収蔵するに必要があると判断できるか。</p> <p>2. 親族外焼骨等収蔵承認申請書に霊堂納骨壇使用許可証及び火葬許可証、改葬許可証又は分骨を証する書類（遺髪その他これに準ずるものを除く。）を添付し申請しているか。 （規則第13条第2項）</p> <p>3. 代理人による申請の場合は委任状を添付しているか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	